

基本目標 4 快適な生活環境の保全



令和12年（2030年）に向けた目標

- 法令に定められた排出基準や規制基準の遵守を徹底するとともに、市内河川における水質検査などのモニタリングを継続実施し、安全で安心な市民生活を守ります。
- 地域の草刈りや清掃など地域住民による活動を支援するとともに、市民が楽しみながら参加できる取り組みを通じて、環境美化を推進します。
- 城下町大野にふさわしい歴史を感じる街並み景観の保全と形成に取り組むとともに、大野らしい景観を育む里地里山の美しい自然景観の保全に取り組めます。

施策の基本方針

公害の防止



現状と課題

大野市における典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）による大規模な被害などは報告されておらず、大気汚染物質である二酸化窒素や水の汚れを示すBOD⁵⁷などの指標は、国の環境基準⁵⁸を満たしており、大野市の生活環境は、良好に保たれていると言えます。

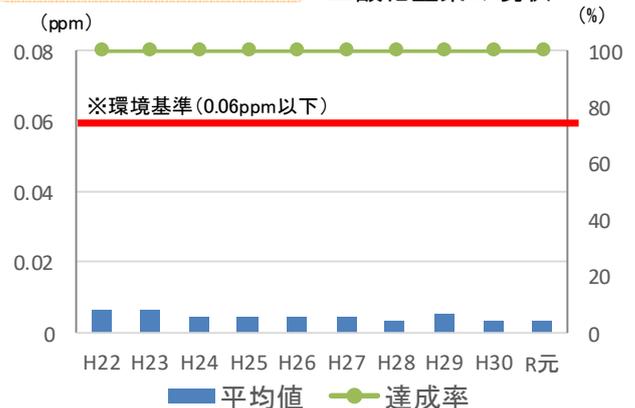
また、公害発生を未然に防止するため、県と市それぞれが法令に基づき、事業活動による公害の防止対策や環境基準の監視、工場排水などの検査などを実施しています。市民への健康被害への不安を払拭し、安全・安心に暮らせる生活環境を確保していくため、引き続き、県と連携して、これらの取り組みを進めていく必要があります。

●大気汚染の状況

大野市における大気汚染の状況は、県が設置した一般環境大気測定局（水落町）により常時監視されています。

光化学オキシダント⁵⁹は、特に紫外線の強い春夏に環境基準を超えることがあります。光化学オキシダントが高濃度になると健康被害を及ぼすおそれがあるため、県と市町、学校などとの間で高濃度観測時の連絡体制が構築されていますが、注意報を発令するまでには至っていません。

図表 3-4-1 二酸化窒素の現状



環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下。

達成率：1年間の大気汚染測定結果について、地点および項目ごとの測定結果が環境基準を満足した回数の全測定回数に占める割合。

資料：福井県大気汚染情報の資料を基に大野市作成

⁵⁷ BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川や排水、下水などの汚濁の程度を示す代表的な指標の一つで、この値が大きければ水中の有機物質が多く、水が汚れているといえる。

⁵⁸ 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められている、大気、水、土壌、騒音に関する行政上の目標。

⁵⁹ 光化学オキシダント：工場や自動車からの排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が紫外線による化学反応を繰り返すことで生じる酸化性物質の総称。高濃度になると光化学スモッグ（白くもやがかかって周囲の見通しが悪くなった状態）が発生し、目や呼吸器などの粘膜を刺激するなどの健康被害が発生することがある。

●水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下の状況

大野市における河川の水質状況は、県の常時監視に加えて、市独自の水質調査を継続的に実施しており、いずれの河川においてもおおむね市の水質目標を満たしています。

しかしながら、市街地を流れる中小河川や道路側溝については、浄化処理のされていない生活雑排水などが直接流れ込んでいる箇所も少なくなく、河川水の水質悪化や悪臭の発生などの悪影響が懸念されています。

また、九頭竜川の最上流部に住む者として、「きれいで豊富な水を下流に送るという重要な役割を担う責任」を自覚した行動が求められています。

単独処理浄化槽から公共下水道などへの加入または合併処理浄化槽⁶⁰への転換促進などによる生活雑排水対策を実施していますが、今後も継続した取り組みが必要です。

土壌汚染は、地下水汚染と一体的に捉えられ、ひとたび汚染されると、市民の多くが飲料などに使用している地下水に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

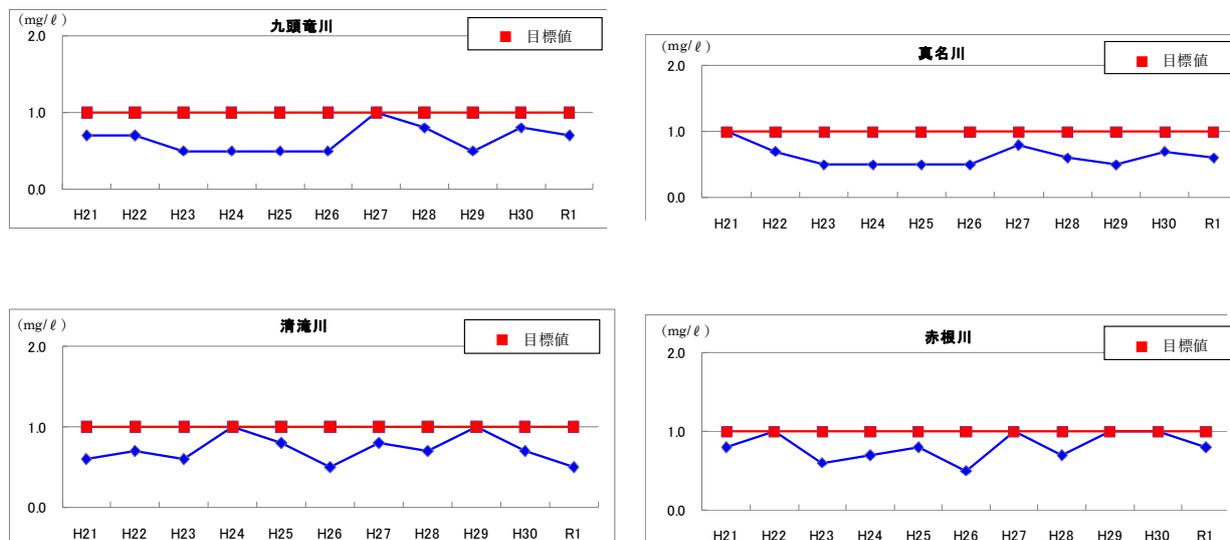
大野市では、平成13年度から、地下水の水質調査（水道法に定める項目）を大野盆地内41地点において継続的に実施しています。乾側地区では、マンガンや鉄の含有数値が基準値を超えることがあります。人為的なものではなく地質が原因と考えられます。その他の地点では、おおむね水道水質基準を満たしています。

平成元年に本町を中心とした市街地の一部で発生した地下水汚染事故については、汚染濃度が低下傾向にあるものの、発生源近くでは、令和元年度の水質検査においても水道水質基準を超える数値が検出されているため、浄化対策を継続的に実施しています。

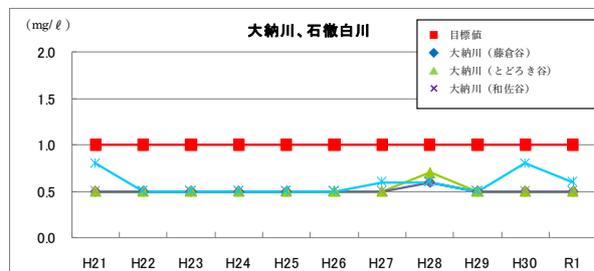
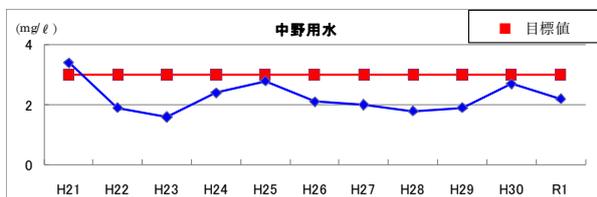
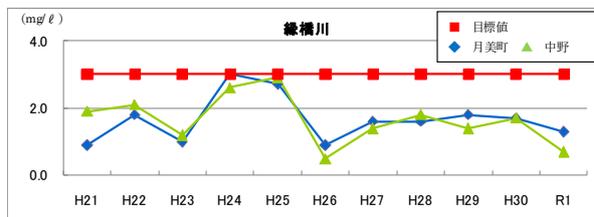
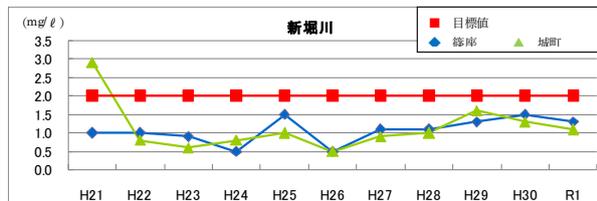
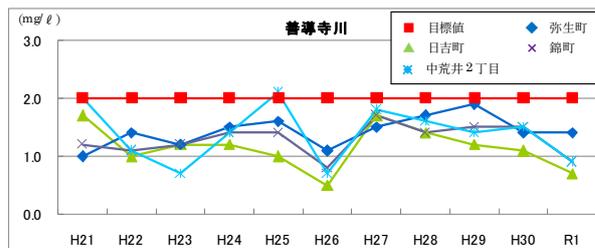
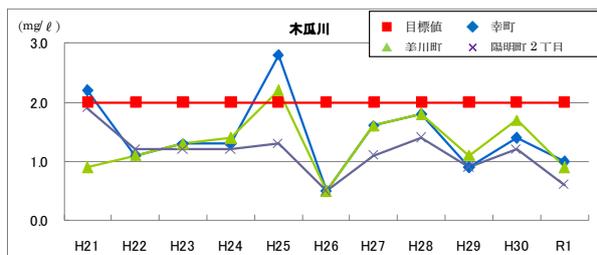
このように、地下水の汚染は長期化することが予想されることから、引き続き土壌汚染と地下水汚染の未然防止対策の推進が必要です。

地盤沈下は、粘土地質が広がる乾側地区や赤根川に沿う地域で市街地西部から北部にかけて発生が認められ、今後も定期的に状況を監視していくことが必要です。

図表 3-4-2 河川水質調査結果（BOD）の推移



⁶⁰ 合併処理浄化槽：し尿（水洗トイレからの汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯機などからの排水）を合わせて処理する浄化槽。これに対し、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。



資料：大野市

●その他の状況

河川や用排水路、道路、公園などの施設周辺は、地域住民が実施する清掃奉仕などにより環境の美化が進められていますが、高齢化が進む地域などでは活動の継続が困難な状況となっています。そこで、草刈りや清掃活動への若い世代の参加意識を高めるとともに、日常の中で取り組める環境美化活動を啓発する必要があります。

公害苦情の件数は、年40件前後で推移していますが、その多くが違法な野外焼却に関する苦情であるため、野外焼却の違法性や危険性について市民の理解が必要です。

不法投棄対策として、県との定期的な合同パトロールや環境監視員（市民）による巡回などにより、不法投棄の早期発見に努めるとともに、頻発地に監視カメラや看板を設置するなど、再発防止策を実施してきました。

しかし、違法な野外焼却や不法投棄が後を絶たないため、継続して、関係機関との監視体制の強化や、違法性の普及啓発などの対策をとる必要があります。



違法な野外焼却



不法投棄

重点施策① 公害発生の防止

市の取り組み

(1) 法令遵守の徹底

- ① 県と協力し、各種法令や大野市環境保全条例に基づき、規制の対象となる工場や事業所などに立ち入り検査などを行うとともに、ばい煙や粉じん、汚水などの排出基準などの遵守について指導を実施します。
- ② 新たに大規模な店舗や工場などが立地される際には、各種法令に基づく届出制度により事前協議を行い、公害を未然に防止します。
- ③ 企業誘致などに際し、各種法令の規制を上回る自主的な基準や報告などを求める公害防止協定⁶¹を締結するなど、環境負荷の低減を図ります。
- ④ 規制対象とならない中小規模の事業者も含めて、事業者に対し、各種法令に定める排出基準や届出の制度を周知するとともに、事業者が行う環境負荷軽減の取り組みを支援します。

(2) 監視体制の強化と情報提供

- ① 環境基準への適合状況を把握するため、河川や地下水の水質検査を継続して実施するとともに、自動車騒音の測定を定期的を実施します。
- ② 大気や河川の状況など環境に関する情報を収集し、市民や市民団体、事業者に対し情報提供します。
- ③ 県と協力し、引き続き、法令による規制対象事業者の現状把握に取り組みます。
- ④ 汚染などの発生時の対応を適切に実施するため、県や関係者との連携、連絡体制の維持及び強化に取り組みます。

(3) 生活雑排水対策の推進

- ① 計画的に公共下水道の整備を進め、未普及地を解消するとともに、供用開始区域における加入を促進します。
- ② 農業集落排水処理施設を適正に維持管理するとともに、効率的な施設運営を検討します。
- ③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を促進します。

(4) 化学物質の適正管理の促進

- ① 農薬や肥料などの適正管理や適正使用を周知啓発するとともに、環境負荷の少ない環境調和型農業を促進します。
- ② 化学物質を使用する事業者を把握するとともに、有害な化学物質に関する情報の収集と提供に取り組みます。

⁶¹ 公害防止協定：公害防止のひとつの手段として、地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定。法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、企業の自主的で具体的な公害対策の明示などを内容とする。

重点施策② 環境美化活動の促進

市の取り組み

(1) 市民協働による清掃活動の促進

- ①地域住民や団体などによる河川や用排水路、道路、公園などの環境美化活動を支援します。
- ②県や近隣自治体などと連携して河川の一斉清掃を実施するなど、市民の参加機運の醸成を図った取り組みを促進します。
- ③県と連携し、「スポーツGOMI拾い大会」など市民が楽しみながら参加できる環境美化活動に取り組めます。

重点施策③ 野外焼却、不法投棄の防止

市の取り組み

(1) 普及啓発の促進

- ①海洋プラスチック問題など不法投棄されたごみが環境へ及ぼす影響や、ダイオキシン類⁶²の発生などの野外焼却の危険性について普及啓発を推進します。
- ②不法投棄と野外焼却が犯罪行為であることやごみの適正処理方法を周知するなど、不法投棄及び野外焼却の未然防止を推進します。

(2) 早期発見、再発防止

- ①地域住民を環境監視員に委嘱し、不法投棄防止に対する人材を育成します。
- ②環境監視員のほか、県や近隣自治体と連携した環境パトロールの実施により、不法投棄の早期発見に取り組めます。
- ③不法投棄が多発している箇所には、地域住民との協力体制を構築し、監視や情報提供などの防止体制を強化するとともに、監視カメラや禁止看板を設置するなど、再発防止に取り組めます。
- ④警察や消防などと連携し、野外焼却または不法投棄の行為者の特定や行為に及んだ原因の究明などにより、再発防止策を検討します。

その他の施策・主体別行動指針

その他の施策

(1) 市の取り組み

- ①各種法令に基づく届出等の適正な処理
- ②生活環境に対する公害苦情の適正な対応
- ③生活排水の負荷軽減に関する普及啓発
- ④緑化の推進

⁶² ダイオキシン類: 有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとこれによく似た毒性を持つ化合物の総称。ビニールなど塩素を含んだプラスチックを燃やすと発生する可能性が高いと言われている。また、強い急性毒性を持つことが明らかにされているほか、人に対してがんや奇形を引き起こす可能性があると言われている。

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ①公共下水道への速やかな加入に努めます。整備区域以外の場合は、合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理に努めます。
- ②食器の油污れを拭き取るなど、生活雑排水対策に心がけます。
- ③近隣の住宅に配慮し、迷惑をかけるような音は出しません。
- ④地域の清掃活動に積極的に参加します。
- ⑤家庭での野外焼却や不適切な焼却炉による焼却は行いません。
- ⑥空き缶やペットボトルなどのごみのポイ捨て（不法投棄）はしません。
- ⑦ペットのフンは持ち帰るなど飼育マナーを守ります。

(2) 事業者の取り組み

- ①大気汚染や水質汚濁に係る排出基準、騒音や振動、悪臭に係る規制基準を守ります。
- ②低公害型の機器や設備を導入するなど、積極的に環境負荷の低減に取り組みます。
- ③公共下水道への速やかな加入に努めます。整備区域以外の場合は、合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理に努めます。
- ④農薬や化学肥料は必要最小限の量を使用し、地下に浸透しない場所で適正に保管します。
- ⑤化学物質の適正な使用と管理を徹底します。
- ⑥地域の清掃活動に積極的に参加します。
- ⑦事業系廃棄物は適正に処理し、野外焼却や不適切な焼却炉による焼却は行いません。

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

①水質基準を達成した河川の数

(県及び市が実施する 11 河川の水質検査結果において、環境基本計画で設定した水質基準を満たした河川数)

基準値 (R元年度)	中間目標値 (R7年度)	最終目標値 (R12年度)
11 河川	11 河川	11 河川

◆九頭竜川の水質目標値 (目標類型 A A 類型)

- ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 1mg/ℓ以下
- ・溶存酸素量 (DO) ⁶³ : 7.5mg/ℓ以上

◆真名川の水質目標値 (目標類型 A A 類型)

- ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 1mg/ℓ以下
- ・溶存酸素量 (DO) : 7.5mg/ℓ以上

◆清滝川と赤根川の水質目標値 (目標類型 A A 類型)

- ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 1mg/ℓ以下
- ・溶存酸素量 (DO) : 7.5mg/ℓ以上

⁶³ 溶存酸素量 (DO) : 水中に溶存している酸素の量。水が清澄であればあるほど各温度における飽和量に近い量が含まれる。値が低下すると、好気性微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死を招く。

◆大納川、石徹白川の水質目標値（目標類型A A類型）

- ・生物化学的酸素要求量（BOD）： 1mg/ℓ以下
- ・溶存酸素量（DO）： 7.5mg/ℓ以上

◆新堀川、木瓜川、善導寺川の水質目標値（目標類型A 類型）

- ・生物化学的酸素要求量（BOD）： 2mg/ℓ以下
- ・溶存酸素量（DO）： 7.5mg/ℓ以上

◆市内の小川、用水路の水質目標値（目標類型B 類型）

- ・生物化学的酸素要求量（BOD）： 3mg/ℓ以下
- ・溶存酸素量（DO）： 5mg/ℓ以上

※県により類型指定⁶⁴がされている河川では、より厳しい基準の類型を目標としています。

類型を指定されていない河川などでは、類型を設定し、その基準を満たしていくことを目標としています。

②水洗化率

（公共下水道、農業集落排水処理施設の加入人口、合併処理浄化槽設置人口（それぞれの区域内人口））/人口

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
44.1%	52.4%	60.7%

環境管理項目

- ①大気汚染に係る環境基準の達成率
- ②大気汚染防止法に基づく特定施設等の設置数
- ③水質汚濁に係る環境基準の達成率（河川）
- ④水質汚濁防止法に基づく特定施設等の設置数
- ⑤公共下水道加入人口
- ⑥農業集落排水加入人口
- ⑦合併処理浄化槽設置人口
- ⑧地盤沈下量
- ⑨騒音規制法に基づく特定工場、特定建設作業届出の件数
- ⑩振動規制法に基づく特定工場、特定建設作業届出の件数
- ⑪悪臭に係る特定施設の届出件数
- ⑫公害防止協定の締結数
- ⑬典型7公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）に係る苦情処理の件数
- ⑭典型7公害以外の公害に係る苦情処理の件数
- ⑮P R T R届出⁶⁵事業所数、届出排出量
- ⑯社会奉仕活動の実施件数
- ⑰環境パトロールの実施日数

⁶⁴ 類型指定：「生活環境の保全に関する環境基準」は河川、湖沼及び海域の公共用水域ごとに利水上の目的に応じた水質の類型指定方式がとられ、都道府県知事がその指定を行うことになっている。

⁶⁵ P R T R届出：有害性が疑われるような化学物質を製造・使用・排出している事業者が、環境中への排出量と廃棄物処理のために事業所の外へ移動させた量を国に届出し、国はその集計結果を公表する制度。P R T Rは、環境汚染物質排出・移動登録(Pollutant Release and Transfer Register)の略。

現状と課題

大野市には豊かな自然を背景とした優れた自然景観が形成されている地域が多数存在しています。また、「北陸の小京都」と称されるように落ち着いた城下町としての街並み景観が形成されています。



刈込池



阪谷の巨岩

このような良好な景観を保全し形成するため、平成19年に大野市景観計画を策定し、同計画に基づき、景観形成とまちづくりを積極的に進めてきました。特に、寺町通り、五番通り、七間通り周辺を「景観形成地区」に指定し、歴史を感じる街並みに調和するような建物づくりに誘導するなどの取り組みを行ってきました。

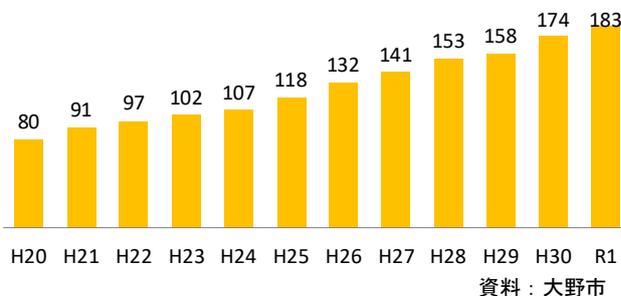
しかし、規制区域内において景観上ふさわしくないデザインの屋外広告物の撤去や改修が進んでおらず、良好な景観の形成を促進するため、屋外広告物の改善とデザインコントロール⁶⁶に取り組むとともに、まちなか観光ルートにおける無電柱化を推進していく必要があります。

一方で、特にまちなかでは住宅地の郊外化や人口減少によるまちの空洞化が進むとともに、空き家が増えるなど街並みの「途切れ」が見受けられ、これらの地域においても景観に配慮した住みやすいまちづくりが必要です。



寺町通り

図表 3-4-3 景観誘導の件数（累計）



市域の8割以上を占める森林がもつ大気浄化機能や公害対策などにより、安全ですがすがしい大気が広がっていることなどを背景に、環境省が主催する全国星空継続観察で、平成16年度と平成17年度の

⁶⁶ デザインコントロール：地域の特性にふさわしい良好な景観形成を図るため、広告物の形状や材質、色彩などについて助言や指導を行うこと。

2年連続で日本一美しい星空に選ばれています。また、南六呂師地区の福井県自然保護センターでは口径80センチメートルの大型望遠鏡を有するなど、多くの人が星空観望を楽しんでいます。この星空観察の適地である南六呂師地区において星空を活用した取り組みを進めるため、公共施設や屋外広告物などの屋外照明に対する光害対策が必要です。

大野市には、縄文時代以来の人々の生活の痕跡を今に伝える遺跡や、郷土の発展を物語る多数の指定文化財が存在しているほか、長い年月をかけて培われてきた地域固有の伝統芸能などが継承されています。このような文化財は、大野市の風土や文化的特性を象徴する貴重な財産です。

これまで、国や県、市の文化財指定や無形民俗文化財の保存団体の育成支援、伝統文化伝承事業「おおの遺産⁶⁷」の認証制度の設立などに取り組み、文化財の保護や伝統文化の伝承を推進してきました。

しかし、文化財の管理者や伝統文化の後継者の不足により、保存継承が困難になりつつあります。

そのため、史跡や天然記念物などに加え、その周辺の自然環境を保全するとともに、長い年月をかけて培われてきた地域固有の伝統芸能などの継承に取り組む必要があります。

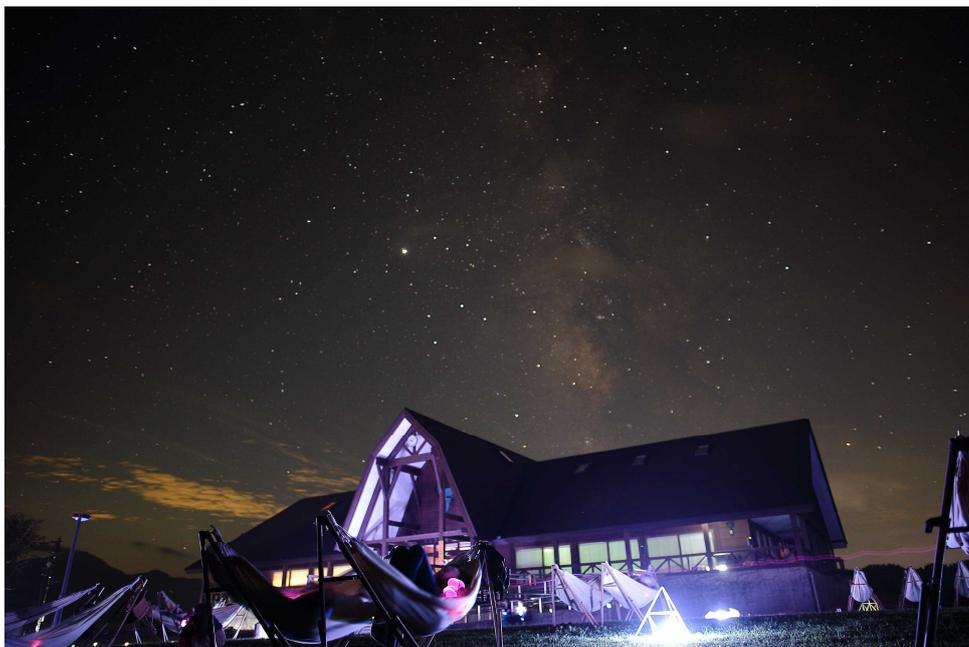
公園は、豊かな自然に囲まれた大野市にあっても、市街地周辺の住民にとって、緑地や野鳥、昆虫など、身近な自然を感じることができる重要な空間です。

しかし、昭和40年代から50年代に整備された都市公園が半数以上を占めていることから、施設の老朽化が進行しており、施設の適正化と長寿命化を図り、維持管理費を削減する必要があります。

大野市内の各所において、人口減少や高齢化の進行により管理不全な空き家や空き地が増加しています。

所有者や管理者の当事者意識を高めることで空き家の発生を抑制するとともに、空き家となった場合には、売却譲渡による有効活用や解体の手続き、処理を促す必要があります。

適切な管理がされていない空き地は、景観を害するだけでなく、害虫の発生や不法投棄誘発のおそれがあり、所有者などによる適切な維持管理を啓発する必要があります。



星空を活用した取り組み（六呂師）

⁶⁷ おおの遺産：地区や集落などに古くから伝わり、次世代に継承することが必要な年中行事や伝統芸能、風習などの文化遺産を、結の故郷伝統文化として認証する制度。

重点施策① 良好な景観形成

市の取り組み

(1) 街並み景観の保全と形成

- ①景観形成地区（3地区）では、重点的に町家などの外観修景に補助することで、住民とともにまちづくりを推進し、まちなかの景観保全と形成を行います。
- ②屋外広告物に対する指導の徹底や助言を行い、不適格となる屋外広告物の改善や除却に対して経費の一部を助成します。
- ③七間通りから寺町通り、石灯笼通りへと続くまちなか観光ルートにおいて、無電柱化を促進します。

(2) 自然景観の保全

- ①大野盆地を取り囲む山並みなど自然が織りなす美しい風景の保全に取り組みます。
- ②市民団体や地域による優れた自然景観を保全する活動を促進します。
- ③優れた自然景観の持つ魅力を広報紙や市ホームページ、SNSなどを活用して情報発信します。
- ④農業用排水路や畦畔の維持管理といった地域住民らによる農地の保全と一体となった農村景観の保全を促進します。

(3) 星空景観の保全

- ①地域住民や県、大学、観光事業者と連携し、星空観察の適地である六呂師高原において、星空保護区制度⁶⁸による認定を目指します。
- ②光害に配慮した屋外広告物や屋外照明の設置を促進します。
- ③市内小中学校や市民に対し光害教育を実施し、光害の影響や対策などの普及啓発を促進します。

(4) 公共施設の景観整備

- ①公共施設の整備や改修に際し、周辺の景観と調和した施設整備に取り組み、地域景観を先導する個性豊かな景観づくりを推進します。
- ②公共施設の整備や改修に際し、敷地内の緑化や外構緑化に取り組むとともに、都市公園や公共施設における既存の緑地や植栽を適正に維持管理します。
- ③県と連携し、公共施設における光害対策を推進します。

重点施策② 歴史的、文化的遺産の保存

市の取り組み

(1) 文化財とその周辺の保全対策の実施

- ①市内に所在する国や県、市指定などの文化財を良好な状態で後世に継承するため、所有者や管理者の負担軽減を図ります。
- ②「大野市文化財保存活用地域計画」を策定し、計画に基づいた文化財の保存と活用を推進します。
- ③開発行為に先立つ発掘調査を実施し、埋蔵文化財の保護を推進します。

⁶⁸ 星空保護区制度：国際ダークスカイ協会が実施する、光害の影響のない、暗く美しい夜空を保護・保存するための優れた取り組みを称える制度。星空の世界遺産とも言われる。

（２）伝統文化の継承の推進

- ①地域の伝統行事や伝統芸能を「おおの遺産」に認証するとともに、遺産の保存団体の保存活動や後継者育成活動事業を支援します。
- ②文化財を保存継承するため、新たな文化財の発掘に努め、指定文化財などへの指定を図ります。
- ③子どもたちに伝統文化を伝承する活動を推進します。

（３）郷土の歴史や文化の魅力の発信

- ①博物館などにおいて、展示や講座、講演会などを開催し、郷土の成り立ちや文化財、伝統文化に対する市民の理解を深めます。
- ②郷土の歴史や文化財、伝統文化を市内外に発信します。

重点施策③ 公園や空き家、空き地の適正管理の促進

市の取り組み

（１）空き家対策の推進

- ①土地や建物の所有者に対し、空き家の発生抑止と適正な管理指導を徹底します。
- ②民間事業者と連携し、空き家の売却や譲渡、解体などを促進します。
- ③市街地の空き家や空き店舗の活用によるにぎわいづくりを支援します。
- ④有効活用できる空き家物件の掘り起こしと空き家情報バンク⁶⁹への登録を促進し、空き家の利活用を図ります。

（２）空き地の適正管理の促進

- ①定期的な草刈りなど空き地の適切な維持管理を啓発するとともに、不良状態にある空き地の所有者に対し、必要な指導及び助言を行います。

（３）公園の適正管理

- ①都市公園における施設の適正化と長寿命化を推進します。
- ②地域住民や市民団体などによる公園の環境美化活動を促進します。

その他の施策・主体別行動指針

主体別行動指針

（１）市民の取り組み

- ①周囲の景観と調和のとれた建物づくりを心がけます。
- ②自宅や集会場などの周辺に花を植える活動など、景観づくりに参加します。
- ③大人から子どもまで一緒になって地域の伝統行事に参加します。
- ④空き家や空き地を適切に維持管理します。

⁶⁹ 空き家情報バンク：定住促進事業の一環として、売却・賃借が可能な市内にある「空き家」の情報を所有者から募集し、その情報を市内外の購入・借入希望者に提供する制度。

(2) 事業者の取り組み

- ①周囲の景観と調和のとれた建物や屋外広告物の設置を心がけます。
- ②大規模な開発行為などに際しては、敷地内に緑地を整備します。
- ③開発現場などで埋蔵文化財を発見したときは、市へ報告します。
- ④空き店舗や空き地を適切に維持管理します。

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

①存在する特定空家等⁷⁰の件数

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
16件	0件	0件

環 境 管 理 項 目

- ①景観形成地区の指定面積
- ②景観誘導の件数
- ③指定文化財等の点数
- ④埋蔵文化財包蔵地の件数
- ⑤おおの遺産の認証件数
- ⑥都市公園の整備面積



国指定文化財（天然記念物）
本願清水イトヨ生息地



国指定文化財（天然記念物）
専福寺の大ケヤキ



国指定文化財（建造物） 旧橋本家住宅

⁷⁰ 特定空家等：そのまま放置すれば倒壊などの著しく保安上危険となるおそれのある状態、または、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の空家等のこと。